

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

安曇野市監査委員

- (注) 1 表中の金額のうち表示単位が千円のもの、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
このため合計と内訳の数値等が一致しない場合があります。
- 2 該当係数がないものは「-」で表示しています。

## 令和 3 年度 財政援助団体等監査報告書

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

### 第 2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する「地方公共団体が補助金等を与えているもの」について必要があると認めたので、次の団体に係る出納その他の事務について監査を実施しました。

対象団体：安曇野市農業再生協議会

所管部 　：農林部

### 第 3 監査の期間

令和 3 年 12 月 27 日から令和 4 年 3 月 16 日まで

### 第 4 監査の範囲

平成 30 年度から令和 2 年度及び令和 3 年度監査時点までの事業に係る出納その他事務の執行

### 第 5 監査の着眼点

「安曇野市監査等の着眼点」第 5 に基づき監査を実施しました。

### 第 6 監査の方法

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の執行が目的に沿って適正に行われているかという観点と、安曇野市監査基準に従って作成した令和 3 年度監査基本計画及び令和 3 年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、安曇野市農業再生協議会等から提出された関係資料の精査、また関係職員から説明の聴取を行い、監査を実施しました。

実地監査及び所管部監査実施日 令和 4 年 2 月 2 日

## 第7 監査対象団体の概要

### 1 安曇野市農業再生協議会

#### (1) 団体の沿革

平成23年6月に市、JAほか農業関係団体で組織されていた「水田農業推進協議会」、「担い手育成総合支援協議会」、「耕作放棄地対策協議会」を統合して設立

#### (2) 所在地 安曇野市豊科 6000 番地

#### (3) 設立の目的

経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、農業振興に係る各種モデル事業の実施とその効果の検証、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等により農業者の所得向上と市の農業振興を図ること

#### (4) 事業内容

- ア 経営所得安定対策の推進
- イ 規模拡大交付金の推進
- ウ 集落営農の法人化支援の実施
- エ 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定
- オ 農地の利用集積
- カ 耕作放棄地の再生利用
- キ 担い手の育成・確保
- ク 地域特産品等の研究開発、普及、加工販売及び消費者との交流
- ケ 有害鳥獣等予防対策
- コ その他

## (5) 役職等・事務局体制

(令和3年4月1日現在)

役職等	人数	備考
会長	1名	
副会長	2名	
監事	2名	
委員	29名	会長、副会長、監事を含む
内部監査委員	2名	あづみ農協監査役、安曇野市会計管理者
幹事	28名	
事務局	21名	安曇野市職員10名、臨時職員9名 あづみ農協職員1名、松本ハイランド農協職員1名

## (6) 交付金の概要

## ア 交付金の名称及び目的

## ① 経営所得安定対策等推進事業

需要に応じた米生産の促進と水田農業全体としての所得向上等により、  
農業者の経営安定及び食料自給率の向上に寄与する。

## ② 農業生産振興事業

農家の所得向上や農作業の効率化などにつながる農業技術の検証及び  
普及を図る。

## ③ 農村集落支援事業

効率的かつ安定的な農業経営の育成と、農村の活性化を図る方針を策定し、  
活力ある地域農業の振興に資することを目的とする。

## ④ 農産物販売促進事業

安曇野産農産物の魅力を発信し、販路及び消費の拡大を促進する。

## イ 市からの交付金の推移

(単位：千円)

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 経営所得安定対策等推進事業	17,674	16,713	18,756
② 農業生産振興事業	12,287	9,418	9,540
③ 農村集落支援事業	7,063	5,597	757
④ 農産物販売促進事業	2,326	1,397	1,149
合計額	39,351	33,126	30,203

(7) 市の交付金を含めた安曇野市農業再生協議会の収支報告

【歳入】

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	主な収入(R2)
1 経営所得安定 対策推進事業	18,256	19,169	24,586	交付金(市) 負担金
2 農業生産振興事業	12,948	10,033	227,144	交付金(市) 交付金(国)
3 農村集落支援事業	7,781	6,027	757	交付金(市)
4 農産物販売促進事業	2,576	1,651	2,191	交付金(市) JA補助金 元気づくり支援金
5 農地中間管理事業	1,202	-	-	
6 多面的機能支払交付 金事業	-	1,019	5,274	業務受託費
歳入合計	42,766	37,901	259,954	

【歳出】

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	主な事業(R2)
1 経営所得安定 対策推進事業	18,256	19,169	24,586	事務費
2 農業生産振興事業	12,938	10,023	227,135	米穀類等生産振興事業 国コロナウイルス対策 事業
3 農村集落支援事業	7,781	6,027	757	荒廃農地対策事業
4 農産物販売促進事業	2,576	1,651	2,191	首都圏等PR事業
5 農地中間管理事業	1,202	-	-	
6 多面的機能支払交付 金事業	-	1,019	5,274	事務費
歳出合計	42,756	37,891	259,945	
歳入歳出差引額	10	10	9	

※令和2年度農業生産振興事業額は国からの交付金等217,088千円を原資とし、新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業を行ったため、大幅増となっています。

## 第8 監査の結果

実施した監査の範囲内において、おおむね適正に執行されているものと認められました。実地監査の状況、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する個別の改善を要する事項及び意見は以下のとおりです。

なお、事務処理上の軽微な誤り等については、監査実施時にそれぞれ所管部及び安曇野市農業再生協議会事務局へ口頭により指示をしました。

### 1 実地監査の状況について

#### (1) 通帳等の管理について

- ・通帳及び印鑑等は適切に保管されていることを確認しました。

なお、現金の取り扱いはありません。

#### (2) 切手の管理について

- ・切手は受払簿により適切に管理されていることを確認しました。

#### (3) データのアクセス権限について

- ・2 改善を要する事項及び意見(2)のとおりです。

### 2 改善を要する事項及び意見

#### (1) 全体について

今回の財政援助団体等監査では、安曇野市農業再生協議会（以下「再生協」という。）に交付金を交付した際の事務処理を確認するため、伺書等を資料として提出していただきました。

それらの資料を確認したところ、年度末に再生協が市へ提出した実績報告書の一部に説明不足と思われる箇所が認められました。具体的には、各科目の支出の内訳が記載されておらず、再生協がどのようなことにいくら使ったかを実績報告書だけでは把握できない、ということが挙げられます。

この事例は農政課職員が再生協の業務を兼務しており、実績報告書の内容に不足があったとしても再生協の業務内容を把握しているため、事業が適正に行われたという判断をしたことに起因すると推察されます。

今回の監査では、農政課で保管する書類と再生協で保管する書類とを併せて確認したことから、交付金の交付対象事業が目的に沿って執行されていると確認することができました。しかしながら、農政課に保管されている書類のみで確認を行うことは難しく、後年度になってから事業の検証を行う際などには、苦慮する

ことが想定されます。

つきましては、実績報告書の内容を客観的に審査できるよう、交付金の交付を行う職員は再生協の事務を行わないようにするなど、事務の混在化を防ぐ手立てを講じられるよう、農政課及び再生協に要望します。

## (2) 所管部について

### ア データのアクセス権限について

再生協で雇用する臨時職員は農政課の職員と同等の権限を有していました。

情報セキュリティの観点からアクセス権限の範囲が適当なのか、今一度確認していただくよう要望します。

### イ 交付金を交付する根拠について

再生協が実施する「麦転作田地力増進等推進事業」に対して、市は交付金を支出しています。この交付金の支出の根拠を内規等で定めておらず、交付金の請求を受けてから事務処理を行っていることが分かりました。単年度のみで行われる事業や、新型コロナウイルス対応のためなどの突発的な事業では、都度、伺い定めにより対応することはあります。

しかしながら、再生協が実施する「麦転作田地力増進等推進事業」は継続的に行われている事業ですので、内規等により各年度で統一的な事務を行うのが望ましいと思われれます。

つきましては、再生協が「麦転作田地力増進等推進事業」を引き続き実施するようであれば、内規等を定めていただくよう要望します。

## (3) 再生協について

### ア 事務局名簿に記載されていない市職員の事務について

再生協の事務局名簿に記載されていない市職員が再生協の事務を行っていました。

事務局名簿に記載されていない市職員が予算執行などの事務を行うことは、後年度において責任の所在が不明確になってしまうなどのトラブルの原因になりかねません。

今後は再生協の事務を行う市職員は再生協の事務局名簿に載せていただき、職務分掌を明確にさせていただくよう要望します。



イ 再生協の事務に用いる起案文書について

「安曇野市農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程」の第 10 条では、「文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いる」とあります。

しかしながら、再生協では同規程に係る起案用紙を定めておらず、市の起案用紙を準用していることが分かりました。市の様式を準用して用いることが、再生協の事務と農政課の事務が混在化している要因の一つになっていると見受けられます。

つきましては、新たな起案用紙を定めるなど、事務の混在化の解消に向けた取り組み方法について検討をしてください。